

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、宇陀市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和四年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

宇陀市

二 調査を行った期間

平成三十一年四月一日から令和二年十月三十日まで

三 成果の名称

宇陀市（大宇陀岩清水の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀市大宇陀岩清水の一部の地域

五 認証年月日

令和四年四月十九日